

広島県告示百七十七号

平成十六年広島県告示第二百五十九号（経営規模等評価の申請の時期及び方法等並びに総合評定値の請求の時期及び方法等）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第三号2(一)を次のように改める。

(一) 職員の常勤性確認資料

(1) 法人の場合

ア 健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）並びに雇用保険に加入義務があるため、確認資料は次の(ア)及び(イ)のそれぞれからいずれか一つとする。

(ア) 雇用期間の確認資料

a 健康保険証の第一面の写し（事業所名の記載のあるもの）  
b 申請時点直近の一期前の社会保険標準報酬決定通知書の写し

c 社会保険被保険者資格取得届の写し（新規採用者でbに氏名記載のない場

合）

d 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

e 雇用保険被保険者証の写し

f 申請時点直近の一期前の住民税特別徴収税額決定通知書の写し

(イ) 常時雇用の確認資料

a 申請時点直近の社会保険標準報酬決定通知書の写し

b 申請時点直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し

c 社会保険被保険者資格喪失届の写し（審査基準日以降に退職し、a及びbに氏名記載のない場合）

イ 法令上社会保険及び雇用保険の被保険者にならない者（加入義務がない者）については、国民健康保険組合が取り扱う国民健康保険の被保険者証の写し又は後期高齢者医療被保険者証の写しに加え、次の(ア)及び(イ)のそれぞれからいずれか一つとする。

(ア) 雇用期間の確認資料

a 審査基準日を含む年度の前事業年度に係る法人税確定申告書及び役員報酬の内訳書の写し

b 当該者に関する申請時点直近の一期前の所得税源泉徴収票の写し

c 当該者に関する申請時点直近の一期前の住民税特別徴収税額決定通知書の写し

d 当該者に関する審査基準日を含む月以前七か月分の給与の支払額が確認できるものの写し

(イ) 常時雇用の確認資料

- a 審査基準日を含む年度の法人税確定申告書及び役員報酬内訳書の写し
- b 当該者に関する申請時点直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- c 当該者に関する申請時点直近の所得税源泉徴収票の写し
- ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間の確認資料及び常時雇用であることとの確認資料に加えて、継続雇用制度の対象者であることを証する会社の代表者の押印のある書面（原本）とする。

なお、常時十人以上の労働者を使用する企業の場合、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則を添付する。

エ 出向社員については、次のすべてとする。

- (ア) 出向元の健康保険証の写し
- (イ) 出向協定書等の写し（申請時に原本を持参し、担当者の確認を受けること。）
- (ウ) 出向元が当該審査のために発行した出向証明書の原本  
証明書に記載する内容は次のとおりとする。

- a 当該職員名及び生年月日
- b 出向先
- c 出向期間（証明日時点の実績）
- d 証明日（審査基準日以降で申請日の二か月以内とすること。）
- e 当該職員が審査基準日において出向継続中であつた旨の申立て

(2) 個人の場合

ア 個人事業主については、審査基準日を含む事業年度において、常時当該申請者としての業務に従事しており、他の商号若しくは名称を用いた営業又は他者への勤務をしていない状態であつた旨の申立書（任意様式）を添付する。

イ 従業員については、次のとおりとする。

- (ア) 社会保険及び雇用保険の被保険者資格のある従業員が五人以上いる場合は、次の a 及び b のそれぞれからいずれか一つとする。
  - a 雇用期間の確認資料
  - (a) 健康保険証の第二面（事業所名の記載のあるもの）の写し
  - (b) 申請時点直近の一期前の社会保険標準報酬決定通知書の写し
  - (c) 社会保険被保険者資格取得届の写し（新規採用者で(b)に氏名記載のない場合）
  - (d) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
  - (e) 雇用保険被保険者証の写し
- b 常時雇用の確認資料

- (a) 申請時点直近の社会保険標準報酬決定通知書の写し
  - (b) 申請時点直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し
  - (c) 社会保険被保険者資格喪失届の写し（審査基準日以降に退職し、(a)及び(b)に氏名記載のない場合）
- (イ) 雇用保険被保険者資格のある従業員が一人以上いる場合は、次のa及びbのそれぞれからいずれか一つとする。
- a 雇用期間の確認資料
    - (a) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
    - (b) 雇用保険被保険者証の写し
  - b 常時雇用の確認資料
    - (a) 申請時点直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し
    - (b) 当該者に関する申請時点直近の所得税源泉徴収票の写し
- 事業主の家族については、前記(ア)、(イ)又は次のいずれかとする。
- a 当該者が事業主の被扶養者であって、給与が支払われている場合は、当該者に関する審査基準日を含む月以前七か月分の給与の支払額が確認できるものの写しに加えて、事業主に関する健康保険証の被扶養者欄の写し及び所得税確定申告書の写し。ただし、所得税確定申告書の事業専従者控除欄に当該者の氏名が記載されている場合に限る。
  - b 当該者が事業主の被扶養者であって、給与が支払われていない場合は、当該者に関する審査基準日を含む月以前七か月分の出勤状況が確認できるものの写しに加えて、事業主に関する健康保険証の被扶養者欄の写し及び当該者に関する市町村長が発行する所得に関する証明書
- 所得に関する証明書に自己の営業又は他者への勤務に基づく所得が記されている場合は、その理由及び常時当該申請者の行う事業に従事していた所得に関する証明書に自己の営業又は他者への勤務に基づく所得が記されている場合は、その理由及び常時当該申請者の行う事業に従事していた旨の申立書（任意様式）を併せて添付すること。
- (エ) 従業員が四人以下の事業所であって、かつ、六十五歳に達した日以後に雇用された者については、次のa及びbのそれぞれからいずれか一つとする。
- a 雇用期間の確認資料
    - (a) 当該者に関する申請時点直近の一期前の所得税源泉徴収票の写し
    - (b) 当該者に関する申請時点直近の一期前の住民税特別徴収税額決定通知書の写し
  - (c) 当該者に関する審査基準日を含む月以前七か月分の給与の支払額が確認できるものの写し
- b 常時雇用の確認資料

- (a) 当該者に関する申請時点直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し
  - (b) 当該者に関する申請時点直近の所得税源泉徴収票の写し
- ウ 出向社員については、次のすべてとする。

- (ア) 出向元の健康保険証の写し
- (イ) 出向協定書等の写し（申請時に原本を持参し、担当者の確認を受けること。）

(ウ) 出向元が当該審査のために発行した出向証明書の原本  
証明書に記載する内容は次のとおりとする。

- a 当該職員名及び生年月日
- b 出向先

c 出向期間（証明日時点の実績）

d 証明日（審査基準日以降で申請日の二か月以内とすること。）

e 当該職員が審査基準日において出向継続中であつた旨の申立て

第三号２中(ハ)を(出)とし、(七)を(ナ)とし、(六)を(ウ)とし、(ウ)の前に次のように加える。

(七) 建設機械の保有状況の確認資料

当該建設機械が稼動することの確認資料である特定自主検査記録表の写しと併せて、保有状況確認資料として、次のいずれかとする。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 譲渡契約書の写し
- (3) リース契約書の写し（審査基準日から将来にわたって一年七か月以上の使用期間があるもの）

(ハ) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の確認資料

審査登録機関の認証を証明する書類（登録証・附属書）の写し

第三号２中(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 建設業の営業継続の状況の確認資料

- (1) 平成二十三年四月一日以降の申立てに係る民事再生手続開始の決定又は会社更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に民事再生手続終結の決定又は会社更生手続終結の決定を受けていない場合は、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたことを証する書面

- (2) 平成二十三年四月一日以降の申立てに係る民事再生手続開始の決定又は会社更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に民事再生手続終結の決定又は会社更生手続終結の決定を受けた場合は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けたことを証する書面（官報公告の写し等）